

神奈川県国民健康運営方針（抜粋版）

2 国保医療費及び財政の見通し

(5) 財政収支の改善に係る考え方

ア 赤字の定義

収支については、収支差引額、単年度収支差引額、精算後単年度収支差引額などがあり、赤字を判断する基準については、法定外繰入金額を含むもの、含まないものなどがあるが、赤字の一般的な意味は、「支出が収入より多いこと」であるため、当該年度の国保特別会計における歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた収支差引額がマイナスの場合を赤字と定義する。

よって、繰上充用を行った場合、「赤字が生じた」ことになる。

イ 赤字が生じた場合

前年度において赤字が生じた市町村は要因を分析した上で、赤字解消に向けた計画書を作成し、県に提出する。

生じた赤字は速やかに解消する。

ウ 法定外繰入金

決算補填等を目的とした法定外繰入金は、本来国保の被保険者の保険料から賄うべき費用を広く住民全体から徴収しているものであり、削減すべき費用である。

ただし、法定外繰入金の解消・削減は、国保被保険者に係る保険料負担上昇に直接結びつくことから、解消・削減にあたっては、計画的、段階的に行うべきである。

なお、次の目的で行う法定外繰入金は削減すべき対象から除外する。

【削減対象外の法定外繰入】

- 保険料及び一部負担金の減免額に充てるため
- 地方単独事業の医療給付費波及増等に充てるため
- 保健事業費に充てるため
- 直営診療施設に充てるため
- 基金積立に充てるため
- 返済金に充てるため

エ 決算補填等を目的とした法定外繰入を行っている場合の対応

市町村は、決算補填等を目的とした法定外繰入を行わなければならない要因を分析し、真に解消することができないのか、あるいはどこまで削減が可能なのか検討する。

検討した結果を基に、改善策を講じ、解消・削減に向けた取組を進める。

なお、分析を行う際には特に次の観点から検討する。

- どのような考え方により、法定外繰入額を設定しているかについて、明確に整理する必要があること。
- 市町村における財政状況を改善させるため、平成 30 年度に全国で公費が 1,700 億円拡充されること。
- 納付金のしくみの導入により、現行より負担が軽減される市町村があること。
- 他市町村に比べて保険料水準が低いにも関わらず、法定外繰入を多く行っている市町村は特に検討が必要であること。

オ 決算補填等を目的とした法定外繰入に係る削減目標について

今回の対象期間（平成 30 年度～平成 32 年度）においては、削減目標を数値としては定めないが、各市町村において、エの分析・検討を行った上で、計画的、段階的に削減を行う。

なお、今後、削減目標を数値で定めるかについては、国保運営方針策定後の各市町村における決算補填等を目的とした法定外繰入金金の削減状況や国保財政の状況等を踏まえ、県及び県内全市町村で検討を行う。